

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業等について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、次の期間を臨時休業(休校)といたしますので、本校教職員以外の方の入構は、原則として禁止とさせていただきます。

【臨時休業(休校)期間】 令和2年3月2日(月)から終業式(令和2年3月23日(月))まで

また、春期休暇期間中(令和2年3月24日(火)から令和2年4月6日(月)まで)においても、本校教職員以外の方の入構は、原則として禁止とする予定です。

ただし、卒業生等による証明書の申込み及び受取りについては、事務室窓口業務取扱時間内において受け付けいたしますので、恐れ入りますが、マスクを着用の上ご来校いただき、正門においてインターフォンにより警備員に用件をお申し出くださるようお願いいたします。

○各種証明書については、次のウェブページをご参照ください。

<https://www.yokohama.hs.nihon-u.ac.jp/alumni/certificate/>

〔事務室窓口業務取扱時間〕 平日 10時～15時

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。